

令和 2 年度専攻医募集定員シーリングの見直しまでの経緯

1 令和 2 年度専攻医募集定員シーリング当初案

- 第 1 回医道審議会 医師分科会 医師専門研修部会（5 月 14 日）にて、一般社団法人日本専門医機構（以下、「機構」）によるシーリング案が示される。

2 県等から国に対するシーリング見直しに係る要望

- 四国知事会において、シーリングの見直しを含む医師確保対策に関する緊急提言を決議。（6 月 6 日）
- 知事から厚生労働省事務次官に対し、本県重点要望の最重要目として、シーリングの見直しを含む医師確保対策について要望。（6 月 7 日）
- 全国知事会において、シーリングの見直しも含めた医師確保対策に係る緊急提言を決議。（7 月 23 日）
- 第 1 回香川県地域医療対策協議会を開催。（8 月 9 日）令和 2 年度における県内基幹施設の専門研修プログラムについて議論いただく中で、シーリングに係るご意見をいただき、集約した意見書を厚生労働省へ提出。（[参考資料 1 - 1](#)参照）

3 令和 2 年度専攻医募集定員シーリングの見直し

- 厚生労働省において、各都道府県から提出された意見書を集約し、第 2 回医道審議会 医師分科会 医師専門研修部会（9 月 11 日）において審議の上、一般社団法人日本専門医機構（以下、「機構」）に対し、「厚生労働大臣の意見及び要請」を提出。（9 月 13 日）

主な意見及び要請については、次のとおり。（[参考資料 1 - 2](#)参照）

- ① 地域枠医師及び自治医科大学卒業医師についてシーリングの別枠とする。
- ② 過去 2 年の専攻医採用数のいずれかが 10 未満である都道府県診療科のシーリング数を、過去 2 年のうち大きい方とする。

- 上記「意見及び要請」に対し、機構から次のとおり回答される。（9 月 20 日）
 - ①…都道府県地域医療対策協議会の承認を得た者は認める。
 - ②…認める。
 - ③…②に加え、過去 2 年にわたって専攻医採用数が極めて少ない（5 人未満）都道府県診療科はシーリング対象外とする。

【シーリングの見直しによる本県の影響及び対応状況】

- ①の見直しにより、来年度から整形外科のプログラムの専攻を希望している本県の臨床研修 2 年目の自治医科大学出身医師について、当協議会委員の皆様へ別途承認いただいた上で、シーリングの枠外として取り扱うように厚生労働省へ報告した。
- ②、③の見直しにより、来年度専攻医募集に係る本県のシーリング対象診療科は、当初の 9 診療科から小児科と整形外科の 2 診療科のみとなり、シーリング数は、「小児科：5→7」、「整形外科：5→8」に増えた。（[参考資料 1 - 3](#)参照）